

○日高市福祉複合課題調整チーム要綱

令和 5 年 2 月 20 日 告示第 39 号

改正

令和 6 年 3 月 15 日 告示第 56 号

日高市福祉複合課題調整チーム要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号に規定する事業を実施するため、日高市福祉複合課題調整チーム（以下「調整チーム」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「専門職」とは、次に掲げる資格のいずれかを有する者をいう。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 2 条に規定する精神保健福祉士
- (3) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条に規定する保健師

(所掌事務)

第 3 条 調整チームは、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市の組織間、社会福祉法人日高市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び関係機関との連携強化に関すること。
- (2) 複雑化及び複合化した課題を抱えた困難ケースの調整及び解決又は支援策の検討に関すること。
- (3) 日高市地域福祉計画に規定する包括的な相談支援体制の在り方に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、福祉の相談体制の強化を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 調整チームは、次に掲げる市の職員及び外部メンバーをもって組織する。

- (1) 生活福祉課長
- (2) 生活福祉課地域福祉担当の職員 1 人
- (3) 生活福祉課生活支援担当の職員のうち相談業務に従事する専門職の職員 1 人
- (4) 障がい福祉課障がい福祉担当の職員のうち相談業務に従事する専門職の職員 1 人
- (5) 日高市こども家庭センターの職員のうち相談業務に従事する専門職の職員 1 人
- (6) 長寿いきがい課高齢者支援担当の職員のうち相談業務に従事する専門職の職員 1 人

(7) 日高市立保健相談センター保健相談担当の職員のうち相談業務に従事する専門職の職員
2人

2 外部メンバーは、社会福祉協議会の職員のうちから市長が委嘱する。

(リーダー)

第5条 調整チームにリーダーを置き、生活福祉課長をもって充てる。

2 リーダーは、調整チームの事務を掌理する。

3 リーダーに事故があるときは、あらかじめリーダーが指定するメンバーがその職務を代理する。

(会議)

第6条 調整チームの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

(関係職員及び関係機関の職員の出席等)

第7条 リーダーは、必要に応じて関係職員及び関係機関の職員（以下「関係職員等」という。）

の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員等から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 調整チームの庶務は、福祉子ども部生活福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、令和5年2月20日から施行する。ただし、次項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(日高市福祉複合課題調整チーム要綱の一部改正)

2 日高市福祉複合課題調整チーム要綱（令和5年告示第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「障がい福祉課支援推進担当」を「障がい福祉課障がい福祉担当」に、
同項第7号中「日高市立保健相談センター健康支援担当」を「日高市立保健相談センター保健相談担当」に改める。

附 則（令和6年3月15日告示第56号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。